

事 務 連 絡  
平成30年10月18日

各居宅介護支援事業所 管理者 様

潮来市高齢福祉課

居宅介護住改修費及び予防の支給申請に関する留意事項（通知）

日頃より、本市の介護保険行政につきましては、ご理解ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

過日、厚生労働省老健局より通知が発出され、「居宅介護住改修費及び護予防住宅改修費の支給について（平成12年3月8日老発第42号）」の一部改正がありました。

これに伴い、下記3点につきましてご留意下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 利用者負担割合が3割に変更される方に対し、住宅改修費の支給限度額が14万円になる旨の説明をお願いいたします。
2. 住宅改修の申請にあたり提出が必要な「住宅改修費に要する費用見積もり」について標準様式が提示されました。ご活用をお願いいたします。  
※標準様式は、市ホームページからダウンロードが可能です。
3. 住宅改修の実施・申請にあたっては、複数の事業者から見積もりを取るよう利用者に対して説明をお願いいたします。

お問い合わせ先

潮来市高齢福祉課

TEL0299-63-111（内線127、128）

E-mail：[kaigofukushi@city.itako.lg.jp](mailto:kaigofukushi@city.itako.lg.jp)